

## 接続工事 (排水設備工事)の 申込は

排水設備工事の見積り・施工などに関する相談は、「高浜市排水設備工事指定工事店」に依頼してください。

指定工事店は、法律などで定められた基準に適合した工事を施工するために、必要な知識と技術をもっており、工事に関する手続きについても、皆さんの手伝いができるように、市が指定した業者です。

※排水設備工事は指定工事店しかできません。

※指定工事店については、市役所下水道グループへ問い合わせてください。

※工事店一覧については市公式ホームページに掲載しています。

## 排水設備改造資金の 融資あつせん

下水道を使用するには、トイレをはじめとする屋内の排水設備を改造することが必要です。この改造工事が一度に皆さんの負担とならないよう、市では金融機関から無利子で改造資金の融資が受けられるように「水洗便所改造資金融資あつせん制

度」を設けています。融資金額  
公共下水道に接続するトイレが

- ・ 1か所の場合：60万円まで
- ・ 2か所の場合：80万円まで
- ・ 3か所以上の場合：100万円まで

利子 無利子(利子分は市が負担します)

返済方法 金融機関から融資を受けた月の翌月から元金均等の方法で毎月支払い。元金の返済期間は60か月以内

対象 下水道が使用できることとなった日から3年以内に排水設備工事(新築は除く)を行う方で、次の条件をすべて満たしている方にかぎりです。

- ① 市税、水道料金および受益者負担金を滞納していないこと。
  - ② 返済能力を有すること。(金融機関の審査あり)
  - ③ 連帯保証人が1人いること。
- 取扱金融機関 岡崎信用金庫、碧海信用金庫、西尾信用金庫、愛知県中央信用組合、あいち中央農業協同組合の市内に所在する各支店

申込方法 排水設備工事の契約時に指定工事店に融資あつせんを希望する旨を伝え、排水設備等確認申請書と同時に書類を提出してください。

## 雨水貯留・浸透施設 設置奨励補助金制度 を利用してください

近年、市内でも都市化が進み、特に市街地では、雨水が地中にしみこむ場所の減少により、地表に流れ出す量が増加しています。雨水流出の抑制のため「雨水貯留・浸透施設」を設置される方に工事費の一部を補助する制度です。

対象 市内の宅地などに雨水貯留施設または雨水浸透施設を設置する方

期待される効果

- ・ 雨水を一時的に貯留することにより、河川の急な増水を軽減します。
- ・ 雨水を浸透させることにより地下水の増加と河川の負担の軽減が期待できます。
- ・ 貯留した雨水を散水・洗車などに利用することができます。水源の節約になります。

※補助金の合計額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額になります。

※貯留槽(雨水タンク)、浸透ます、浸透管および透水性舗装の補助金の合計額は、10万円を上限とします。

## 下水道普及率と水洗化率

### ■下水道普及率

平成26年4月1日現在 **53.9%**

下水道普及率とは、高浜市に住んでいる人のうち、どれくらいの人が下水道を利用できる環境になっているかを示すものです。

### ■下水道水洗化率

平成27年1月末 **84.3%**

下水道水洗化率とは、下水道を利用できる区域に住んでいる人のうち、どれくらいの人が実際に下水道に接続し、水洗化しているかを示すものです。



## 補助対象施設と補助金額

| 補助対象施設     |                  | 補助金額                              |
|------------|------------------|-----------------------------------|
| 区分         | 規格               |                                   |
| 貯留槽(雨水タンク) | 容量200リットル以上      | 1基あたり22,000円または設置費用の1/2の額のいずれか低い額 |
| 浸透ます       | 内幅20cm以上         | 1基あたり6,000円または設置費用の1/2の額のいずれか低い額  |
| 浸透管        | 内径5cm以上          | 1mあたり1,300円または設置費用の1/2の額のいずれか低い額  |
| 透水性舗装      | 路盤材厚10cm以上       | 1㎡あたり1,100円または設置費用の1/2の額のいずれか低い額  |
| 浄化槽転用貯留槽   | 浄化槽を雨水貯留槽に転用する場合 | 転用費用の2/3の金額で、10万円を上限とした金額         |

※補助金の合計額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額になります。  
※貯留槽(雨水タンク)、浸透ます、浸透管および透水性舗装の補助金の合計額は、10万円を上限とします。